

令和8年度第1回日進市予防接種健康被害調査委員会 次第

日 時 令和8年7月6日（月）

午後2時から

場 所 保健センター2階 会議室

1 あいさつ

2 議 題

（1）委員長、副委員長の選出について

（2）令和7年度予防接種実施状況について（資料No.1）

（3）令和8年度予防接種実施計画について（資料No.2）

（4）予防接種健康被害救済制度について（資料No.3）

3 その他

令和８年度日進市予防接種健康被害調査委員会委員名簿

任期 令和８年４月１日～
令和９年３月３１日

区分	氏 名	職 名
市内の医師を代表する者	宮川 浩一	医師
	土岐 由香理	医師
日進市教育委員会委員を代表する者	伊藤 志門	日進市教育委員会委員
日進市社会福祉協議会を代表する者	青山 雅道	日進市社会福祉協議会長
日進市保健センター診療管理者	恒川 敬和	保健センター診療管理者
その他市長が必要と認める者	森下 雅史	公立陶生病院小児科主任部長
その他市長が必要と認める者	渡邊 秀人	愛知県瀬戸保健所長

事務局名簿

健康こども部 健康課（保健センター）

職 名	氏 名
健康こども部長	與語 隆弘
健康こども部健康課長	蟹江 砂織
健康こども部健康課担当課長	小川 まゆみ
健康こども部健康課主幹	藤井 明子
健康こども部健康課主幹	加藤 敦
健康課保健主任専門員	奥田 美紀
健康課保健主任専門員	三好 明子
健康課主任保健師	青山 絵莉子

○日進市予防接種健康被害調査委員会設置条例

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 5 号

(設置等)

第 1 条 予防接種の円滑な運営及び事故発生時又はその事故の責任について紛争が生じたとき、適切なる処理を図るため、日進市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 この委員会は、次に掲げる者 7 名以内により構成し、市長が委嘱する。

- (1) 市内の医師を代表する者 2 名
- (2) 日進市教育委員会委員を代表する者 1 名
- (3) 日進市社会福祉協議会を代表する者 1 名
- (4) 日進市保健センター診療管理者 1 名
- (5) その他市長が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(報酬)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年日進町条例第 2 号)による。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。